



No.10
近畿地方整備局
事業評価監視委員会
平成26年度第2回

北川直轄河川改修事業

【再評価】

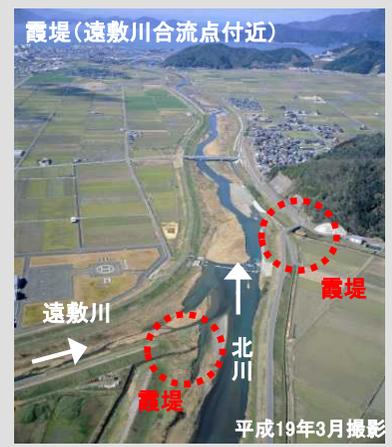
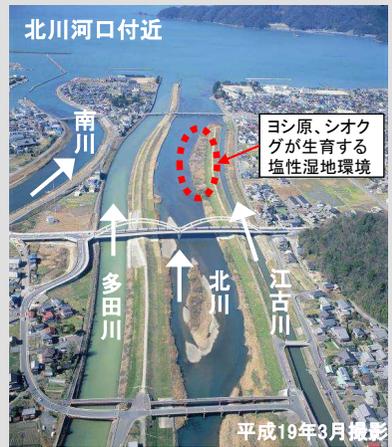
平成26年10月
近畿地方整備局

北川水系の概要(流域の概要)

- 北川は、その源を野坂山地の三十三間山(標高842m)付近に発し、途中、寒風川・鳥羽川・野木川・遠敷川を合流し日本海に注ぐ、流域面積210.2km²、幹川流路延長30.3km、流域内人口約2.1万人の一級河川である。
- 流域は、若狭地方の中核都市である小浜市、古くから陸上交通の上で重要な役割を果たしてきた若狭町や高島市を擁している。
- 北川には現在も一部の支川合流部に堤防が無く、開口している霞堤が合計で11ヶ所ある。
- また、下流域(感潮域)ではシラウオ(魚類)、シロウオ(魚類)、シオクグ(植物)などの貴重種が生息・生育するなど、多様な河川環境を有しており、散策や川遊びなどにも利用され、多面的な空間利用がされている。

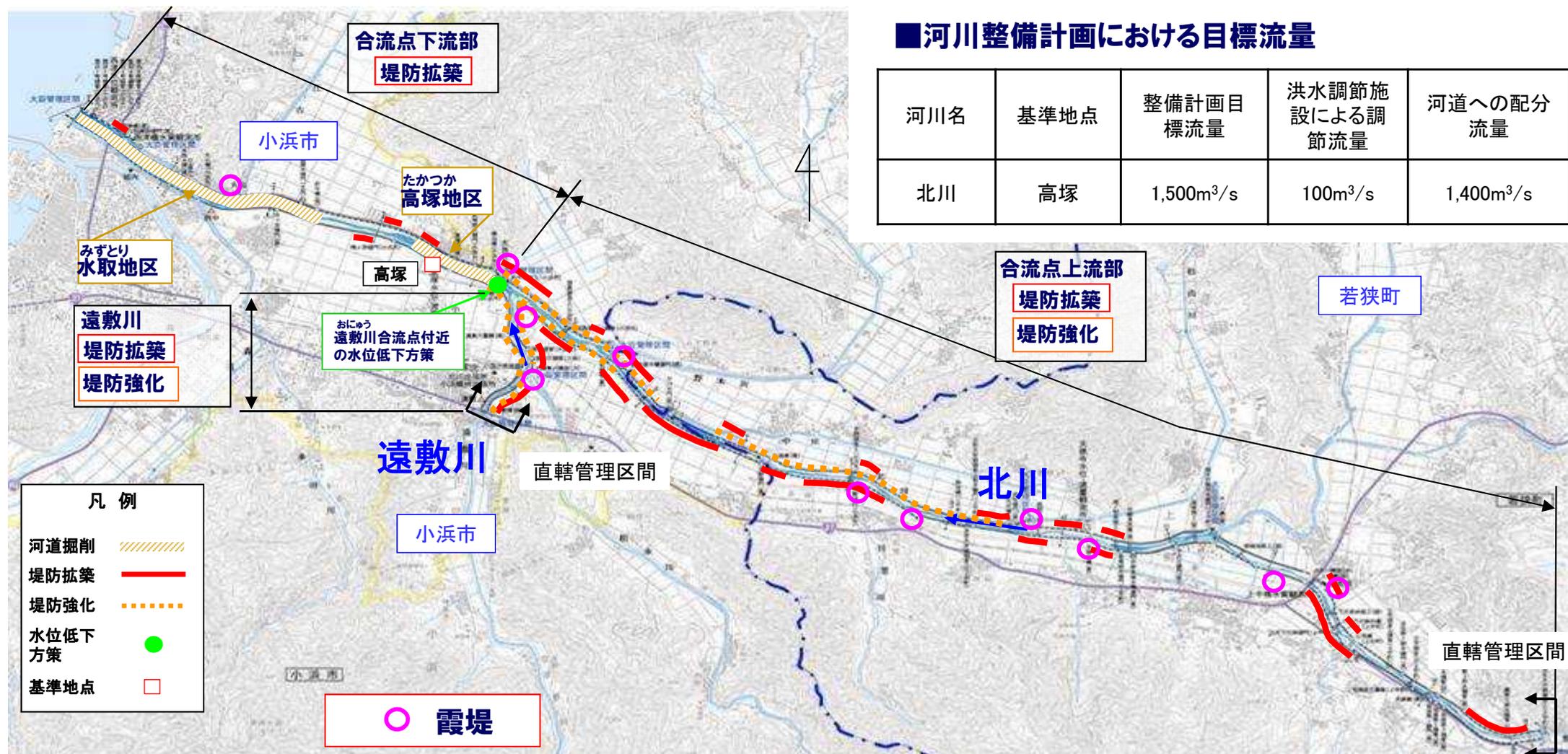


流域図



河川整備の概要(河川整備計画の主な事業内容)

- 平成24年10月に策定した北川水系河川整備計画に定める河川整備により、遠敷川合流点から下流部で戦後最大となる昭和28年9月洪水と同規模の洪水が発生した場合でも、洪水調節施設整備後において浸水被害の防止または軽減を図ることが可能となる。
- 質的対策は、堤防に求められている安全性を照査した上で、緊急性の高いところから優先的に堤防の強化を実施する。
- 耐震対策は、耐震性を照査した上で、その結果に応じて必要な対策を実施する。



河川整備計画における目標流量

河川名	基準地点	整備計画目標流量	洪水調節施設による調節流量	河道への配分流量
北川	高塚	1,500m ³ /s	100m ³ /s	1,400m ³ /s

前回評価時からの変更点

- 前回評価時(平成23年度)は、河川整備計画策定前の案に基づき再評価を実施した。その後、平成24年10月に北川水系河川整備計画を策定したことから、今回の事業再評価については、河川整備計画に基づき実施する。
- 策定した河川整備計画は、前回評価時で示した河川整備計画(案)を対象としたものであることから、事業内容は大きく変わらない。

	前回評価時 (平成23年度)	今回評価	備考
整備目標	戦後最大洪水 (昭和28年9月洪水)	同左	
事業期間	平成22年度～平成51年度	平成24年度～平成51年度	・前回評価時以降の平成24年10月に策定したことによる。
総事業費	約60億円	約59億円	・前回評価時は平成22年度から事業費を計上、今回評価は平成24年度から事業費を計上。
事業諸元	河道掘削、堤防拡築、堤防強化等	同左	

再評価の視点

再評価の視点	現在の状況	備考
事業の必要性に関する視点		
1) 事業を巡る社会経済情勢等の変化	社会経済情勢等に大きな変化がない	北川想定はん濫区域内市町の総人口は、近5ヶ年(平成21年から平成25年)で約2.5%減とほぼ横ばい
2) 事業の投資効果	社会経済情勢等に大きな変化がないため算出を省略	前回 全体 B/C 7.6 残事業 B/C 4.2
3) 事業の進捗状況	河道掘削、堤防強化を実施し、進捗率(事業費) 約19%	平成26年度末まで投資額: 約11億円
事業の進捗の見込みの視点	当面は、水取地区の河道掘削を完了させる。	
コスト縮減や代替案立案等の可能性の視点	前回評価時点と変化なし	

自治体の意見等

福井県知事(平成26年9月25日付 土政推第231号)

北川直轄河川改修事業の対応方針(原案)「事業継続」については異存ありません。

昨年の台風18号により、北川の支川である野木川の堤防決壊や江古川で浸水被害が発生しており、これらの被害解消のためには、合流する北川の水位を下げるのが有効と考えている。

事業実施にあたっては、上記を考慮し、コスト縮減に努め、河口部の河道掘削など、事業の早期完成を図っていただきたい。

対応方針(原案)

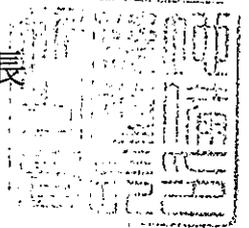
対応方針(原案)

北川直轄河川改修事業は、事業の必要性等に関する視点による再評価及び事業の進捗の見込みに関する視点による再評価がいずれも継続が妥当と判断でき、かつ、コスト縮減や代替案等の可能性の視点による再評価により事業の見直しを図る必要がないと判断できることから「事業継続が妥当」である。

国近整企画 54号
平成26年 9月 12日

福井県知事 殿

近畿地方整備局長



近畿地方整備局事業評価監視委員会に諮る
対応方針(原案)の作成に係る意見照会について

貴職におかれましては、日頃から国土交通行政に対するご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当地方整備局管内における直轄事業については、国土交通省所管公共事業の再評価実施要領(以下「実施要領」という。)に基づき、事業採択後一定期間が経過している事業等について、その効率性、実施過程の透明性を図るべく、近畿地方整備局事業評価監視委員会(以下「委員会」という。)において、再評価に係る対応方針(原案)について審議しております。

このたび、平成26年10月2日に委員会を開催することとなりましたので、実施要領に基づき、委員会に諮る対応方針(原案)の作成にあたり、平成26年9月26日(金)までに、別紙について貴職のご意見を承りたく依頼いたします。

※ご意見の送付・問い合わせ先

近畿地方整備局 企画部 企画課 事業評価係

電話 06-6942-1141

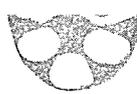
FAX 06-6942-7463

(再評価)

【河川事業】

事業名	「対応方針(原案)」案※	備考
九頭竜川直轄河川改修事業	事業継続	
北川直轄河川改修事業	事業継続	

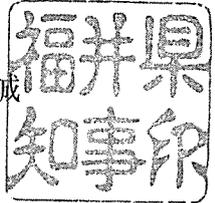
※貴県の意見を踏まえ、近畿地方整備局事業監視委員会へ諮る対応方針(原案)を作成するためのものです。



土政推第231号
平成26年9月25日

近畿地方整備局長 様

福井県知事 西川 一誠



近畿地方整備局事業評価監視委員会に諮る対応方針(原案)
の作成に係る意見照会について(回答)

平成26年9月12日付け国近整企画54号で照会のありました標記の件について、下記のとおり回答します。

記

- 1 九頭竜川直轄河川改修事業の対応方針(原案)「事業継続」については異存ありません。
事業実施にあたっては、コスト縮減に努め、中藤新保地区や下野地区の早期完成など、事業の進捗を図っていただきたい。
- 2 北川直轄河川改修事業の対応方針(原案)「事業継続」については異存ありません。
昨年の台風18号により、北川の支川である野木川の堤防決壊や江古川で浸水被害が発生しており、これらの被害解消のためには、合流する北川の水位を下げるのが有効と考えている。
事業実施にあたっては、上記を考慮し、コスト縮減に努め、河口部の河道掘削など、事業の早期完成を図っていただきたい。